

八王子市低入札価格調査審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 八王子市低入札価格調査実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条に基づき、八王子市低入札価格調査審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、実施要綱第7条で定める低入札価格調査について、その結果に基づき、調査対象者によって当該契約の内容に適合した履行が確保されること及び公正な取引の秩序を乱すおそれがないことについて審査し、契約することの適否を決定する。

（組織）

第3条 委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次の職にある者をもってこれに充てる。

委員長	総務管理担当部長
副委員長	建築管理担当部長
委員	総務部契約課長
	総務部品質管理担当課長
	審査対象工事の工事担当課長

2 前項に定める者のほか、委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

（委員長の職務及び代理）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め意見及び事情聴取することができる。

3 委員会は、会議を開催する時間的余裕がないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。

（定足数等）

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年（2021 年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年（2025 年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年（2026 年）７月１日から施行する。